

教育カードローン取引規定（当座貸越契約）

株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます。）の保証に基づき、株式会社筑邦銀行（以下「銀行」といいます。）と教育カードローン取引（以下「この取引」といいます。）を行う者（以下「借主」といいます。）は、この取引規定の定めるところによります。

第1条（契約の成立）

1. この取引の契約（以下「本契約」といいます。）は、借主が、この取引規定およびちくぎんローンカード取扱規定を承認のうえ銀行に申し込み、銀行が審査を行い、承諾したときに成立します。
2. この取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条（取引方法）

1. この取引は、銀行本支店のいずれか 1 ヶ店のみで開設することができるものとします。
2. 銀行は、この取引に使用するための「ちくぎんローンカード」（以下「カード」といいます。）を発行するものとします。
3. この取引は、当座貸越契約取引のみとし、小切手、手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
4. この取引における当座貸越契約取引は、第 5 条、第 8 条および第 9 条に定める方法での当座貸越金の入出金により行うこととします。
5. この取引に使用する銀行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。
また、当該中止に関し銀行の責めに帰すべき事由がない場合には、銀行は免責されるものとします。
6. この取引における取引印は、借主が別途返済用口座として指定する銀行の借主名義の普通預金口座（以下「返済用預金口座」といいます。）の届出印と同一とし、返済用預金口座の届出印が変更された場合は当然に変更されるものとします。

第3条（貸越極度額）

1. この取引の貸越極度額は、借主が申込みした金額の範囲内で銀行および保証会社が審査のうえ決定した金額とします。
2. 前項にかかわらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、この取引の貸越極度額を減額（新たな貸し付けを中止することを含みます。以下同じ。）できるものとします。
3. 前項により貸付極度額を減額した後に、減額事由が解消しかつ銀行が相当と認めた場合には、銀行は、当該減額事由により減額されていた範囲内で貸越極度額を増額することができます。

4. 銀行がやむを得ないものと認めて貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合も、本規定の各条項が適用されるものとし、その場合は、借主は銀行から請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える金額を支払います。
5. 借主が同日に数件の貸出を請求した場合、その総額が貸越極度額を超えるときは、そのいずれを貸出すかは銀行の任意とします。

第4条（取引期間）

1. 本契約に基づきこの取引を利用できる期間（以下「取引期間」といいます。）は、本契約の成立の日からその1年後の応当日の属する月の10日（休日の場合は翌営業日）までとします。
ただし、取引期間の満了日の前日（休日の場合はその前営業日）までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合には、取引期間はさらに1年延長するものとし、以後も同様とします。
2. 第1項にかかわらず、取引期間の最終期限は次の各号のいずれか先に到来する日とする。
 - ①この取引利用対象子弟の卒業予定年月（本契約書に記載の卒業予定年月をいいます。）の月末日までとします。また、取引期間の最終期限前であっても、対象子弟が退学等の理由により就学することがなくなったことを銀行が知った日を以って取引期間の最終期限が到来したものとします。
 - ②借主が満67歳に到達した月の月末日までとします。
3. 銀行が第1項の取引期間延長に関する審査等のため借主に資料の提供または報告を求めたときは、直ちにこれに応じていただくものとします。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたときは、または生じるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくても直ちに報告するものとします。
4. 銀行または借主から第1項の取引期間の満了日の前日（休日の場合は前営業日）までに、取引期間を延長しない旨の申出がなされた場合および第2項の取引期間の最終期限到来時は、次によるものとします。
 - ①取引期間の満了日または最終期限の翌日以降、本契約に基づくこの取引は利用できません。
 - ②貸越元利金その他の本契約に基づき借主が当行に対して負担する債務（以下「貸越元利金等」といいます。）はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金等が完済された日に本契約は当然に終了するものとします。
 - ③取引期間満了日に貸越元利金等がない場合、取引期間の満了をもつての翌日に本契約は当然に終了するものとします。

第5条（借入方法）

この取引による借り入れは、以下の方法によるものとします。

- ①借主が、ちくぎんローンカード取扱規定の定めるところにより銀行および銀行と提

携している金融機関の現金自動支払機（現金自動預入支払機（以下「ＡＴＭ」といいます。）を含みます。）を使用してこの取引の当座貸越口座から出金する方法

②その他銀行が認めた方法

第6条（利息、損害金等）

1. この取引の貸越利率は、本契約締結時点では、本契約書に記載の利率とし、以後、毎年4月1日および10月1日（これらの日を「基準日」といいます。以下同じ。）現在の銀行所定の個人ローン最優遇金利を基準金利として、基準金利の変更に伴ってその変動幅と同一幅で自動的に利率が引上げまたは引下げられるものとします。新たな貸越利率の適用は、それぞれ4月10日と10月10日（休日の場合は翌営業日）からとします。なお、基準金利の「変動幅」とは、各基準日現在の銀行所定の個人ローン最優遇金利と、その直前の各基準日現在の銀行所定の個人ローン最優遇金利とを比較した場合の変動幅をいいます。
2. 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月10日（休日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率によって計算のうえ、貸越元金に組入れるものとします。
利息の計算は平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計×利率

365

の計算により行うものとします。

3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、第1項の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合の利率変更の内容は、銀行の店頭またはＡＴＭ設置場所に掲示するものとします。
4. 銀行は、貸越利率を、銀行所定の基準および方法により優遇することができます。この場合、銀行はいつでもその優遇の取扱を中止することができます。
5. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とします。ただし、銀行所定の利率が年14%を超える場合の損害金の割合は、銀行所定の利率（年365日の日割計算）とします。

第7条（約定返済）

1. この取引による貸越金は、毎月10日の約定返済日（休日の場合は翌営業日）にその前日の貸越残高に応じて次のとおり返済します。ただし、貸越残高が約定の毎月返済額に満たない場合は、その貸越残高全額とします。

貸越残高	毎月返済額
50万円以下	1万円
50万円超 150万円以下	2万円
150万円超 200万円以下	3万円
200万円超 300万円以下	4万円
300万円超 350万円以下	5万円
350万円超 400万円以下	6万円

400 万円超 500 万円以下	7 万円
------------------	------

2. 約定返済日の前日に貸越残高がない場合は、当該約定返済日の約定返済は行わないものとします。
3. 毎月の 10 日（休日の場合は翌営業日）以降に、第 8 条の随時返済を行った場合も第 1 項にしたがって返済します。

第 8 条（約定返済の返済方法）

1. 前条による約定返済は、返済用預金口座からの自動引き落としの方法によることとします。借主は、毎月の約定返済日までに、約定返済金額相当額を返済用預金口座に預け入れます。
2. 銀行は、約定返済日に通帳および返済用預金口座の払い戻し請求書によらず、返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の返済にあてるものとします。また、万一、返済用預金口座に対する返済金の預入が遅延した場合には、銀行は預入後いつでも同様の取扱いができるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済金相当額に満たない場合には、銀行はその預金残高の一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。
3. 返済用預金口座に対する約定返済金額相当額の預け入れが、約定返済日より遅れた場合には、銀行は約定返済金額相当額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第 9 条（随時返済）

1. 第 7 条による約定返済のほか、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとします。
2. 前項による随時返済は A T M または銀行が認めた方法により行うこととします。
この場合、1 回の随時返済額は、窓口では 100 万円、A T M では 50 万円までとします。

第 10 条（即時支払）

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の借主に対する通知、催告がなくとも、貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払います。
 - ①借主が第 7 条の返済を遅延し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。
 - ②借主について支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいはこれらの申立予定であることを銀行が知ったとき
 - ③借主が手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ④借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑤借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となり、銀行から借主に宛てた通知が借主の届出の住所に到達しなくなったとき。

⑥保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。

2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の借主に対する請求があり次第、貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等の全額を支払います。

①借主が銀行に対する債務の一つでも履行しなかったとき。

②借主が銀行との取引規定の一つにでも違反し、それが、銀行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき。

③借主が銀行との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

④本契約に関し、借主が銀行に届け出た内容または提出資料に虚偽があると認められたとき。

⑤前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど貸越元利金等の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じたとき

3. 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、銀行からの請求を受理しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に、貸越元利金等の全額について弁済期が到来したものとします。

第11条（保証会社への保証債務履行請求）

1. 前条により、借主に貸越元利金等全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して貸越元利金等全額の返済を請求することができます。
2. 保証会社が借主に代わって貸越元利金等全額を銀行に返済した場合、借主は保証会社に貸越元利金等全額を返済するものとします。
3. 保証会社の返済が借主に対する事前の告知・催告なしに行われても、借主は意義を申し立てません。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき

関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主と銀行との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行の請求によって、借主は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第 3 項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は銀行にはなんら請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第 13 条（貸越の中止）

1. 第 7 条に定める約定返済が延滞している場合または、第 10 条および第 12 条によりいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、取引期間に関わらず新たな貸越を受けることができないものとします。
2. 前項の他、金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、取引期間に関わらず銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第 14 条（解約）

1. 借主は、いつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合は、借主は銀行所定の手続きにより取引店に通知し、直ちにこの取引による債務を全額返済するものとします。
2. 第 10 条および第 12 条の各号の事由があるときは、銀行はいつでもこの取引を中止し、または本契約を解約することができるものとします。
3. 前項により本契約が解約された場合は、借主はこの取引による債務を直ちに全額返済するものとします。

第 15 条（銀行からの相殺）

1. 本契約に基づく債務を履行しなければならない場合には、銀行は貸越元利金等と借主の預金その他の銀行が借主に対して負担する債務とを、その債務の期限のいかん

にかかわらず、いつでも相殺することができます。

2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。この場合、銀行は払い戻しおよび充当の結果を書面その他の銀行所定の方法により、借主に通知するものとします。
3. 前 2 項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算期間は、計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第 16 条（借主からの相殺）

1. 借主は支払期にある借主の預金その他の銀行に対する債権と本契約に基づく債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には、事前に書面により相殺を通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印した銀行所定の払戻請求書とともに直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第 1 項によって、借主が相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・料率は銀行の定めによるものとします。

第 17 条（債務の返済等にあてる順序）

1. 借主が債務を弁済する場合または第 15 条による相殺をする場合において、借主の債務（本契約に基づく債務のほかに借主が銀行に対して負担する債務を含みます。）全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
2. 第 16 条により借主が相殺する場合は次の各号のとおりとします。
 - ①借主は本契約に基づく債務のほかに銀行に対する他の債務がある場合に、債務の返済または第 16 条により相殺をするときは、どの債務の返済または相殺に充てるかを事前に書面による通知をもって指定することができます。
 - ②借主が前号による指定をしなかったときは、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定できるものとし、借主はその指定に対しては異議を述べないものとします。
3. 前項第 1 号に定められた借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することができるものとします。
4. 第 2 項第 2 号または前項によって、銀行が指定する借主の債務についてはその期限が到来したものとします。

第 18 条（危険負担・免責条項等）

1. 借主が銀行に差し入れた契約書類等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって、紛失、滅失、損傷、または延着した場合には、銀行の帳簿、伝票

等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお、この場合、借主は銀行からの請求があれば、借主は直ちに代わりの証書等を差し入れます。この場合に借主に生じた費用および損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。

2. 銀行が、当座貸越請求書その他の書類に使用された印影を、予め借主が届出た印鑑と、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用等があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。
3. 借主に対する権利の行使もしくは保全、または担保の取り立てもしくは処分に要した費用、および借主の権利を保全するために銀行の協力を依頼した場合に要した費用は借主が負担します。

第 19 条(費用の負担)

1. この取引に伴う損害金、印紙代等の支払いについては、別に定めがない限り、銀行所定の日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む）、同払戻請求書によらず返済用預金口座から自動引落します。
2. 銀行が現金による費用の支払いを請求したときは、直ちにこれに応じます。

第 20 条（届出事項の変更）

1. 借主は、通帳・印章を失ったとき、または氏名、住所、勤務先、勤務地、電話番号その他の銀行に届け出た事項に変更があったときは直ちに銀行所定の方法により届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送したにもかかわらず、延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、借主の責に帰すべき理由により配達された郵便物が受領されないなどの場合も同様とします。

第 21 条（成年後見人の届出）

1. 借主またはその補助人、保佐人、後見人、もしくは任意後見監督人は、借主について家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見が開始された場合および任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
2. 借主またはその補助人、保佐人、後見人、もしくは任意後見監督人は、借主について、家庭裁判所の審判により、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、またはすでに任意後見監督人が選任されている場合にも前項と同様に届出します。
3. 借主またはその補助人、保佐人、後見人、もしくは任意後見監督人は、本条前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届出します。
4. 前 3 項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第 2 2 条（報告および調査）

1. 銀行が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料提供または報告を求めたときは、借主は直ちにこれに応じるものとします。
2. 借主は財産、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第 2 3 条（債権の譲渡）

借主は、銀行が借主に対して有する債権を第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。

第 2 4 条（会話内容の記録）

銀行は、借主からのお申し出内容を正確に把握するため、本契約の成立・不成立に関わらず、電話による借主と銀行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。

第 2 5 条（規定の変更）

1. 銀行は、銀行所定の本支店の店頭への表示その他の相当の方法で公表することにより、本規定を変更できるものとします。
2. 前項による変更後の規定は、公表の際に定める相当な期間を経過した日以降のこの取引から適用されるものとします。

第 2 6 条(合意管轄)

この取引に関して調停、訴訟その他の紛争解決の必要が生じた場合には、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以 上